

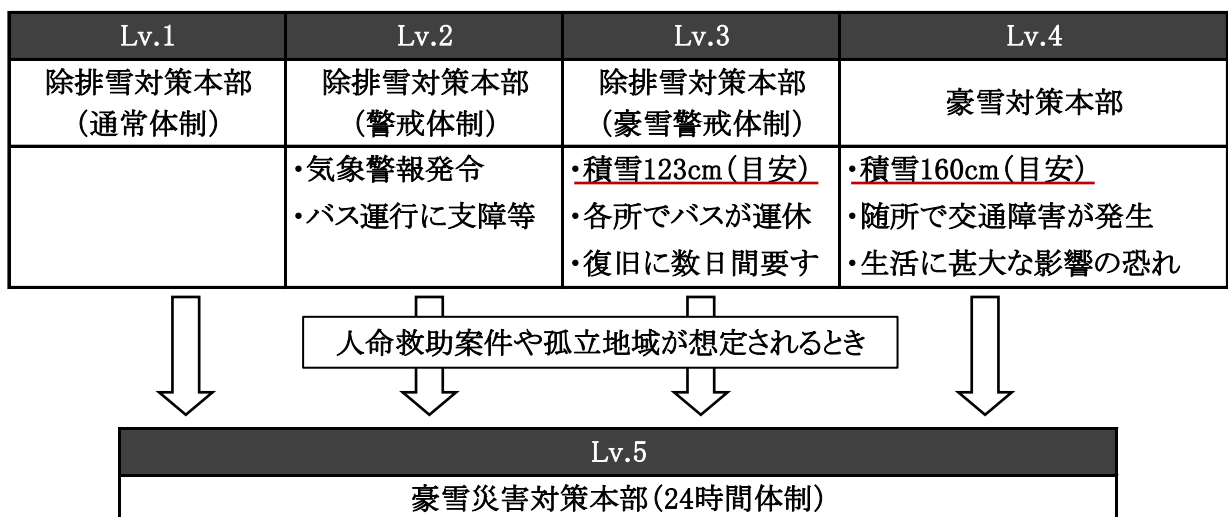
本部体制

【1】全庁的な組織体制の構築

- ① 道路除排雪、情報提供、弱者対応など、雪対策における全庁的な組織体制を構築
- ② 降雪や積雪に応じた迅速かつ的確な対応
- ③ 高齢者世帯対策、空き家対策の強化による安全安心の推進

【2】除排雪対策本部の体制

- ① 本部事務局の職員数 昨年度と同程度の予定 ※H27は67名体制
- ② **平成28年11月15日(火)設置** ※3月下旬まで
- ③ 気象状況などにより5段階の体制



【3】24時間体制の電話受付

22局8400 ※24時間体制は、本格的な降雪(根雪)になってから

除排雪事業

道路除排雪

【1】岩見沢市における道路除排雪の特長

- ① 直轄機動班(3班体制)によるバス路線確保の迅速化、学校周辺の通学路の安全確保
- ② 排雪路線の近隣に運搬排雪用雪堆積場(15箇所)を確保し、効率的な昼間中心の運搬排雪を実施
- ③ 除排雪用機械の計画的な更新・増強 ※H28は大型ロータリ除雪車1台購入
- ④ 利根根川消流雪事業や大雪時の支援策などについて、国・道との連携を強化
- ⑤ ICTを活用した除排雪業務 ※未除雪路線の雪割り業務については、H28から本格導入

【2】除排雪延長

種別	H28計画延長	H27計画延長	種別	H28計画延長	H27計画延長
車道除雪	967.9km	968.3km	運搬排雪	89.3km	89.3km
歩道除雪	137.2km	137.2km			

除排雪事業

道路除排雪

【3】除排雪作業の出動時間等

① 除雪出動

出動目安	新雪除雪	・降雪量が10cm以上予測されるとき ※深夜帯から作業開始
	路面整正	・路面がワダチ状になり、交通障害が予測されるとき ・降雨や気温上昇による融雪で、通行に支障を及ぼす事態が予測されるとき
	拡幅除雪	・道路幅員が狭くなったり、見通しが悪くなったり、通行に大きく支障を及ぼす事態が予測されるとき
作業時間	目標完了時刻	・午前7時まで ※気象状況などにより変更あり

② 排雪作業

作業時間	・午前9時から午後6時頃までが目標作業時間 ※積雪・道路状況により変更あり
------	---------------------------------------

地域との協働

【1】地域除雪センターへの支援

- ① 緑が丘地区(H19～)、上幌向地区(H24～)、幌向地区(H26～)の3地区で開設予定
- ② 除雪出動日に町会担当者と除雪業者がセンターに詰め、迅速で地域の実情にあった対応が可能

【2】地域自主排雪への支援

- ① 町会が自主的に行う生活道路の排雪にロータリ除雪車、除雪ドーザ、交通誘導警備員を支援
- ② 実施町会の増加に対応するため、地域自主排雪への支援を平日にも拡充

雪堆積場

【1】市民雪堆積場

- ① 日の出町、岡山町、栗沢町(由良)の3箇所はこれまでどおり開設(AM7:00～PM8:00)
- ② **4箇所目となる市民雪堆積場を市内西側に開設 ※上幌向町で新規開設**
・学校や住宅に近く、時間短縮(AM9:00～PM6:00)や運搬路の迂回などで対応予定

【2】地域雪堆積場

- ① 公共の遊休地をはじめ、私有地についても地域雪堆積場として活用(道路除排雪の雪も対象)
- ② 利用可能な私有地(空き地等)の新たな協力(提供)を募集
- ③ 地域雪堆積場として**公園をどのように活用できるか**、雪入れを行いモデルケースで調査
・H27はモデル公園周辺の道路拡幅で、道路の雪を公園に投雪
⇒ 公園周辺しか恩恵を受けず、“不公平でないか”という意見が寄せられた。
・H28は
⇒ **地域自主排雪と連動したモデル公園への投雪**
⇒ 公園内を区分けして投雪した場合の効果・課題の整理と融雪遅延の状況確認

情報提供

【1】情報伝達手段の多様化

- ① 市HP、メールサービス、Twitter、Facebook、市民気象情報、コミュニティFM放送、有線放送など
- ② 機械操作を要しない”雪情報モニター”を市内5箇所に設置

【2】情報提供内容の充実

- ① 道路除排雪関係……排雪作業に伴う通行止め情報など
- ② 市民周知関係……積雪・降雪状況、支援活動状況、ルール・マナーに関する協力要請など
- ③ 注意喚起関係……気象情報、落雪注意、車両運転注意、暴風雪に伴う外出の自粛など
- ④ その他……臨時休校情報、除雪ボランティア募集など

弱者支援対策

【1】弱者等調査支援活動

- ① 豪雪警戒体制への移行に伴い、16班(48名)の弱者等支援調査班を追加動員
- ② 高齢者等弱者宅の状況を調査するとともに、必要な場合は、通路の確保や排気口廻りの除雪支援
- ③ 調査時は対象者に声かけの実施。不在宅にはチラシを配布

【2】高齢者世帯等雪下ろし助成

対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所があり、一戸建て住宅に居住する、市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯で、次の要件に該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 高齢者世帯 ※満75歳以上の方のみで構成されている世帯 ◇ 障がい者世帯 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有している方が居住する世帯 ・上記対象者で「市内に子が居住している世帯」「入院等で不在の世帯」も対象
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の雪下ろし、下ろした雪の片づけ、落雪により日常生活に支障のある雪の処理
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・雪下ろしに要した費用の2分の1 ※ただし、1回につき、2万円が上限 ・1シーズンに2回まで

【3】地域除排雪活動支援事業

- ① 社会福祉協議会と連携し、地域(町会等)の除雪活動を支援
- ② 間口除雪対策の検討 ※町会等の支援する側も高齢化により担い手の確保が大きな課題
 - ・近年、間口除雪を請け負う民間の除雪サービスを利用する世帯が増
 - ・H28は、**民間の間口除雪サービスが、地域の中で道路除雪後どのように活用できるか調査**
 - ⇒ 活動支援の現状、地域毎の弱者世帯等のニーズ、民間に依頼するときの問題点を洗い出し
 - ⇒ モラルある事業者による安価でクオリティの高い間口除雪サービスの展開に向けた課題整理

【4】除雪ボランティア（社会福祉協議会）

- ① 除雪ボランティアの募集・登録を行うことで、除雪弱者の生活を支援

安全対策

【1】雪下ろし安全装備の無料貸し出し

- ① 雪下ろし安全装備3点セット(命綱・安全帯・ヘルメット)の無料貸し出し

空き家対応

【1】空き家対応

- ① 空き家パトロールの強化と状況把握で公道への落雪防止や緊急措置による危険回避
- ② 条例の施行(H26.6月)に伴い指導を強化 ※状況写真を添付し改善を促す指導書の送付